

## 内部統制システムの構築に関する基本方針

当社は、企業価値の発展のため内部統制システムの構築に真摯に取り組み、その構築へ向けて不断の努力を続けることで倫理観を持った透明なコーポレートガバナンス（企業統治）の実現が図られるものと考えている。

ここに、会社法及び会社法施行規則に基づき、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社における業務の適正を確保するため、「内部統制システムの構築に関する基本方針」を定め、そのシステムの構築に必要な体制の整備を図るものとする。

### 1．取締役および使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを 確保するための体制

当社は、取締役の職務の適法性を確保するため、取締役会に監査役3名（うち社外監査役2名）が出席し、代表取締役社長は、コンプライアンス（法令順守）があらゆる企業活動の前提条件であることを繰り返し各役職員に伝え、社内のあらゆる会議において自由な意見の交換と徹底した議論を交わし、実質的な論議を深めることとする。

当社の使用人のコンプライアンス違反行為については、人事部門担当取締役を長とする懲罰委員会において就業規則に基づく処分を審議決定する。

また、現在コンプライアンスを確保するための体制の一手段として、内部監査室の設置と法律上疑義ある行為につき役員及び使用人等が直接情報提供を行う手段としての相談通報体制を構築中である。

### 2．取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社の業務分掌規程に定める取締役の職務執行に係る事項である議事録、会計帳簿、官公庁への届出書類、稟議書、通達並びに情報等については、文書管理規程、リスク管理規程等に従い文書または電磁的記録媒体に記録し適切に保存および管理する。

取締役及び監査役は、これらの規程に従い、その職務遂行の必要に応じて閲覧することができる。

### 3．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、リスク管理規程を定め営業上のリスクを始め財務、情報セキュリティー、投資、製造、環境、法務、労務、購買といった事項にリスクを分類し、それぞれの部署において起こりうるリスクをその緊急度に応じてレベル1、レベル2に分類管理のうえ、リスク状況の監視、発見にあたるものとする。

リスク管理体制の確立を図るため、横断的組織として取締役を中心としたリスク管理委員会を設置し、発生したリスクについては、あらかじめリスクの状況に応じて決められた者が代表取締役社長から委員長の名を受け対応することとする。

リスク委員会での状況のレビューや結果は、逐次取締役会に報告し決定する。また、その結果については、監査役会にて報告する。

### 4．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役と執行役員体制を以って意思決定の迅速化と効率化を図るとともに、経営の客観性を高めるために社外監査役を2名置き、幅広い見識と先見力で経営の監視を受けている。

業務執行のマネジメントにおいて重要な経営判断が求められる事項については、取締役会規程に定める意思決定ルールに従い、必ず取締役会に付議し業務を遂行することとする。

日常の職務遂行については、職務分掌規程に基づき、各部門の責任者がその権限の範囲内で意思決定を行うものとする。

取締役会は、当社及び当社グループの財務、投資、コストなどの項目に関する目標を定め、目標達成に向けて実施すべき具体的方法を各部門に実行させ、取締役はその結果を定期的に検証し、評価、改善を行うことで全社的な業務の効率化を実現するものとする。

### 5．当社企業集団に置ける業務の適正を確保するための体制

企業集団の頂点に立つ親会社の経営は、グループ全体の運営においてあらゆるステークホルダーに対し説明責任を負うことを認識している。

企画管理担当取締役は、グループの事業に関して責任を負う統括部門の責任者であり、個別企業の独立性を尊重しながらも、常に業務プロセスに関する法令順守体制やリスク管理を指導、モニタリングし、グループの各セグメントに対して横断的な管理を行うものとする。

当社取締役およびグループ各社の社長は、それぞれ業務の執行にあたり、その適正を確保するための内部統制を確立する権限と責任を有しており、監査役は、独自にまたは会計監査人と共同して当社及び当社グループのリスク管理、コンプライアンス、財務の適正に関する事項等について内部監査を行い、その結果を監査役会で報告し、改善等の指導を行うものとする。

## 6．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役は、その業務の遂行に必要なことがあれば常時、役員、使用人等に対して必要な情報の提出、説明の要請を行うことができ、取締役及び使用人等は、その権限の行使を妨げることはできない。

また、監査役会は、財務部門から報告を受けるとともに会計監査人と期中協議を行い、会計面でアドバイスを受けている。

このようなことから監査役は、果たすべき監査業務を遂行しており、監査役会の招集事務、議事録の作成、その他の監査役会運営に関する事務など監査役を補助する役割については、監査役会規程において総務担当部門があたることとしているため、現在専属の使用人は配置していない。

## 7．取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、監査役に対して職務の執行、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、経営の決議に関する事項について、取締役会及び常務会等で監査役出席の下、審議、報告を行う体制としている。

監査役会規程において監査役は、必要に応じ監査役会において会計監査人または取締役若しくはその他の者から報告を受けるとしており、以下のような特別な事項に関する報告があった場合は、監査役会において調査の要否を検討する。

会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実  
取締役の職務遂行に関する不正行為  
取締役の法令、定款に違反する重大な事実

また、財務報告の信頼性確保のため資産の保全にあつては、相互チェック可能な形で正当な手続きと承認の下に行われるものとし、財務諸表作成にあつては、準拠すべき法令、企業会計原則など一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に留意しておこなわれることとなっている。財務諸表の適正性については、IT を活用した検証が可能となっており、企画管理担当取締役を作成責任者として、取締役会の承認をもってその有効性を担保している。

## 8 . その他の監査役の監査が実効的に行われていることを確保するための体制

常勤監査役 1 名、社外監査役 2 名が分担して当社と関連会社へ積極的に赴き監査を行い、トップマネジメントに対して指摘を行っている。

監査役は、専門性の高い法務、会計については独立して弁護士、会計監査人と連携を図り、法令、定款、社内規則等の順守及び業務執行状況、経営の透明性の保持状況、適時開示状況、諸リスクに対する内部統制状況、資産の保全管理状況、関連会社への指導状況、連結経営状況などについて重要会議に出席するほか、取締役との懇談、社内各部門への聴取及び意見交換、資料閲覧、会計監査人の監査時の立会い及び監査内容についての説明を受けるとともに意見交換を行い、監査役会にて報告、審議を行うこととする。

平成 1 8 年 5 月 9 日

中越パルプ工業株式会社

代表取締役社長 長岡 剣太郎